

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市山科区勸修寺南谷町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	河川維持補修工事(大日川)			
工期	契約日の翌日から150日間			
事業課(所)名	東部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月	
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月	
変更回数		基準適用年月	令和 年 月	
主工種		単価地区		
前払金支出		調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	30
アンカー式ブロック積	m2	58	場所打擁壁工	m3	17
コンクリート構造物取壊し	m3	46	仮設工	式	1
家屋調査費	式	1			

施 工 理 由

本工事は、普通河川大日川において、令和4年度の大雨により崩落した護岸を補修するものである。					
---	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年9月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年9月	
基 準 適 用 年 月	2025年9月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	01:河川工事	
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1. 0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1. 00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	補正無し（地方部 施工場所が一般交通等の影響を受けない場合）	1. 0
I C T 施 工 補 正	補正なし	1. 0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1. 00
一般管理費		
前払金支出割合による補 正	補正を行わない	1. 00
財 団 法 人 等 に よ る 補 正	補正を行わない	1. 00
契 約 保 証 に 係 る 補 正 率	金銭的保証	0. 04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費(諸雑費込)等の区分	備考
法覆護岸工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積)	アンカー式ブロック積 (施工費)			m2	2,224	施工費	
法覆護岸工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積)	アンカー式ブロック積 (材料費(標準))			個	15,900	材料費	
法覆護岸工	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積)	アンカー式ブロック積 (材料費(端部))			個	7,960	材料費	
構造物撤去工	運搬処理工	残土等処分			m3	4,000	処分費	
構造物撤去工	運搬処理工	廃プラスチック類処分			t	50,000	処分費	
仮設工	仮水路工	高密度ポリエチレン管設置・撤去(参考数量)	φ 800		m	36,330	材工共	
仮設工	仮水路工	高密度ポリエチレン管設置・撤去(参考数量)	φ 450		m	14,190	材工共	
仮設工	仮水路工	高密度ポリエチレン管設置・撤去(参考数量)	φ 300		m	7,206	材工共	
共通仮設費	役務費	借地料			式	148,000	借地料	

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事(大日川)				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
築堤・護岸		式	1				
河川土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削 (参考数量)	土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量: 小規模(標準)	m3	100				(概)
盛土工		式	1				
路体(築堤)盛土 (参考数量)	施工幅員:2.5m未満	m3	10				(概)
路体(築堤)盛土 (参考数量)	施工幅員:2.5m以上4.0m未満	m3	30				(概)
法覆護岸工		式	1				
作業土工		式	1				
床掘り(掘削) (参考数量)	土質:土砂	m3	40				(概) 小規模(標準)
床掘り (参考数量)	土質:土砂	m3	30				(概) 小規模
埋戻し (参考数量)	土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	60				(概) 小規模
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事(大日川)				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場打基礎コンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉), 底幅:50cm, 高さ:15cm	m	12				(概)
現場打小口止コンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	6				
アンカー式ブロック積 (施工費)		m2	58				
アンカー式ブロック積 (材料費(標準))		個	103				
アンカー式ブロック積 (材料費(端部))		個	19				
胴込・裏込材(砕石)	砕石規格:各種	m3	111				割栗石, 50-150mm
吸出し防止材(全面)設置	材質:不織布, 種類:合織不織布, 厚さ:10mm	m2	78				(概)
目地板	目地板の種類:瀝青繊維質目地板t=10	m2	7				(概) 30m2未満
現場打天端コンクリート	コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	5				
調整コンクリート		m3	8				(概)
すり付工		m3	0.9				(概)
擁壁護岸工		式	1				
作業土工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事(大日川)					事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
床掘り (参考数量)		土質:土砂	m3	10				(概) 小規模
埋戻し (参考数量)		土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	10				(概) 小規模
場所打擁壁工(構造物単位)			式	1				
小型擁壁 (重力式擁壁(4))		擁壁平均高さ:0.6m以上0.8m未満, 本体コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	2				
小型擁壁 (重力式擁壁(2))		擁壁平均高さ:0.8m以上1.0m以下, 本体コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	8				
重力式擁壁 (重力式擁壁(1))		擁壁平均高さ:1mを超え2m未満, 本体コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	2				圧送管延長無し
重力式擁壁 (重力式擁壁(3))		擁壁平均高さ:2m以上5m以下, 本体コンクリート規格:18-8-40(高炉)	m3	5				圧送管延長無し
鉄筋 (ずれ止め筋)		鉄筋材料規格・径:SD345 D13	t	0.1				(概)
護床工			式	1				
作業土工			式	1				
床掘り (参考数量)		土質:土砂	m3	2				(概) 小規模
埋戻し (参考数量)		土質区分:土砂, 土質:土砂	m3	8				(概) 小規模
水叩工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事(大日川)				事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
水叩工		m3	2				(概)
河床張コンクリート工		式	1				
河床張コンクリート		m2	39				(概)
付帯施設工		式	1				
土間コンクリート工		式	1				
土間コンクリート		m2	43				(概)
側溝工		式	1				
U型側溝	U型側溝規格:U-100, L=600	m	4				(概)
暗渠排水管	VU φ 100	m	1				(概)
コンクリートブロック(空洞ブロック)積工		式	1				
コンクリートブロック(空洞ブロック)積		m2	6				(概)
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事(大日川)					事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
コンクリート構造物取壊し		構造物区分:無筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	43				(概)
コンクリート構造物取壊し		構造物区分:鉄筋構造物, 工法区分:機械施工	m3	3				(概)
排水構造物撤去工			式	1				
暗渠排水管撤去		作業区分:撤去	m	14				(概) 直管, 50～150mm
運搬処理工			式	1				
土砂等運搬		土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	70				(概) 小規模
残土等処分			m3	70				
殻運搬		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	43				(概)
殻運搬		殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	3				(概)
殻処分		殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	43				
殻処分		殻種別:コンクリート殻(鉄筋)	m3	3				
廃プラスチック類運搬			t	0.6				(概)
廃プラスチック類処分			t	0.6				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事(大日川)					事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
現場発生品運搬		発生材種類:スクラップ	t	0.14				(概)
スクラップ		ヘビ°-H2	t	-0.14				
仮設工			式	1				
工事用道路工			式	1				
敷鉄板 (賃料含む) (参考数量)		鋼材規格:25×1,524×6,096(mm),作業区分:設置・撤去	m2	150				(概)
土留・仮締切工			式	1				
土のう (製作,流用土)		大型土のう規格:1.08m×1.10m	袋	8				(概)
土のう (設置)		大型土のう規格:1.08m×1.10m,6mを超え20m以下	袋	3				(概)
土のう (設置)		大型土のう規格:1.08m×1.10m,20m超	袋	5				(概)
土のう (撤去) (既設大型土のう含む)		大型土のう規格:1.08m×1.10m,6mを超え20m以下	袋	11				(概)
土のう (撤去) (既設大型土のう含む)		大型土のう規格:1.08m×1.10m,20m超	袋	10				(概)
水替工			式	1				
ポンプ排水 (ポンプ設置・撤去) (参考数量)		排水量:0以上120(m3/h)未満,全揚程:10m,排水方法:作業時排水	箇所	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事(大日川)					事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
ポンプ排水 (ポンプ運転) (参考数量)		排水量:0以上120(m3/h)未満, 全揚程:10m, 排水方法:作業時排水	日	13				
仮水路工			式	1				
高密度ポリエチレン管設置・撤去 (参考数量)		φ 800	m	21				
高密度ポリエチレン管設置・撤去 (参考数量)		φ 450	m	9				
高密度ポリエチレン管設置・撤去 (参考数量)		φ 300	m	12				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		B	人日	46				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工			式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 41.7%以内			式	1				(概)を参照
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事(大日川)					事業区分 工事区分	河川改修 築堤・護岸	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費			式	1				
運搬費			式	1				
仮設材運搬費 (参考数量)		往復, 片道運搬距離:8.6km	t	29				
事業損失防止施設費			式	1				
家屋調査費			式	1				内 1号
役務費			式	1				
借地料			式	1				内 2号
共通仮設費（率計上）			式	1				
純工事費			式	1				
現場管理費			式	1				
工事原価			式	1				
一般管理費等			式	1				
工事価格			式	1				

設計内訳書 (本01)

[illegible]

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	家屋調査費						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減
	家屋調査費(一式)		式	1			
	合計						

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	借地料						
	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減
	借地料(一式入力)		式	1			
	合計						

特記仕様書（個別工事編）

工事名 河川維持補修工事（大日川）

工事場所 京都市山科区勸修寺南谷町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。

2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。

3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。

5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。

2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。

3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第5条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 施工ヤードとして、施工箇所西側に位置する民地を借地することを想定しているため、地権者と、借地範囲及び借地期間を調整し、借地契約を行うこと。
- 2 施工ヤードとして想定している土地は、他の業者も使用しているため、使用範囲や使用期間等については調整すること。
- 3 当該現場付近は大型車両の出入りが多いため、現場の出入りの際は、十分に注意すること。
- 4 施工中の騒音、振動、粉塵等は極力抑えるよう努めること
- 5 土、日、祝日は、原則施工を行わないこと。ただし、近隣との協議の結果や、やむを得ず施工を行う必要が生じた場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得ること。
- 6 着工前に、工事ビラ「工事のお知らせ」を監督職員の指示する範囲に配布すること。

第6条（交通誘導警備員）

交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、監督職員等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
施工箇所	1 名	交通誘導警備員 B 1名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第7条（材料確認）

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」及び
監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品

工種・種別等	細 別	材料・資材・製品
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)	アンカー式ブロック積	アンカー式ブロック(標準) アンカー式ブロック(端部)
	吸出し防止材(全面)設置	合繊不織布 t=10mm
排水施設工	U 型側溝	U-100、L=600
コンクリートブロック(空洞ブロック)積工	コンクリートブロック(空洞ブロック)積	建築用空洞ブロック 390×100×190、C 種
仮水路工	高密度ポリエチレン管設置・撤去	シングル構造 φ 800
		シングル構造 φ 450
		シングル構造 φ 300

第 8 条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第 9 条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3－1－1－4）の「表 3－1－1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

共通仕様書（3-1-1-4）の「表 3-1-1 段階確認一覧表」及び監督職員の指定に
基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)	現場打基礎コンクリート	基礎寸法、延長
場所打擁壁工(構造物単位)	鉄筋(ずれ止め筋)	配筋状況

第 10 条（立会確認）

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が確認するまでは次の作業に進んではならない。

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)	吸出し防止材(全面)設置	吸出し防止材設置状況

4 建設副産物に関する事項

第11条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
コンクリート塊 （無筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字棕谷37番地ほか5筆	設計運搬距離 L=22.7km
コンクリート塊 （有筋）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡宇治田原町大字禅定寺小字棕谷37番地ほか5筆	設計運搬距離 L=22.7km
廃プラスチック類	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町55-1	設計運搬距離 L=8.7km

2 舗装切断時等において発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時等において発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設

計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社 SHINJO 京都市伏見区横大路鉤ノ本 22-1	設計運搬距離 L = 8.4km

本工事では土壤調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壤調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壤調査が必要となった場合

なお、土壤調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壤調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壤分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壤の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (ヘビーH2)	京都市南区上鳥羽中河原 54 番地 4	設計運搬距離 L = 6.0km

第 12 条 (特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

1 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 7 年 6 月 1 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

2 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第13条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の1か月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第14条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領」（令和7年7月）に基づく対象工事として、検査を試行することができる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000343988.html>)

- 2 工事の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の8分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤出来形図書
②施工計画	⑥打合せ簿
③工事材料資料の確認及び品質規格証明書類	⑦工事写真
④品質管理	⑧電子納品

※1)上記8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。

※2)検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。

※3)以下の工事は書類限定検査の対象外とする。

- ・低入札価格調査の対象となった工事
- ・当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合
(工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照)

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記8分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第15条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第16条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第17条（家屋調査）

- 1 本工事では、本工事に伴う地盤変動により生じた建物等の損傷を確認するための家屋事前調査及び家屋事後調査を行うものとする。

- 2 家屋調査については、「公共事業に係る工事の施行に起因する地盤変動により生じた建物等の損害に係る事務処理要領の制定について（昭和61年4月1日建設省経整発第22号）」及び「地盤変動影響調査算定要領」（近畿地方整備局）（以下「要領」という。）によるものとする。

なお、要領に明記されていない事項等、疑義が生じた場合には監督職員と協議するものとする。

- 3 本調査による成果及び関係書類は、全て発注者の所有とする。
- 4 成果品の内容に不備が認められた場合は、受注者の責任において修正を行うものとする。
- 5 対象調査家屋、業務内容及び数量は下記のとおりとする。

なお、当該工事の影響で、建物に変状が生じた場合は、「算定」、「費用負担説明」の業務を追加するものとし、設計変更の対象とする。

建物の区分	規 模 (延床面積：㎡)	単位	数量	備考
木造建物C	110.28	棟	1	
打合せ協議		業務	1	中間打合せ2回
事前調査		棟	1	70㎡以上～130㎡未満，建物内部調査あり
事後調査		棟	1	70㎡以上～130㎡未満，建物内部調査あり
概況ヒアリング等		権利者	1	
説明資料の作成等		権利者	1	
材料費		式	1	直接人件費の7%
旅費交通費		式	1	8往復

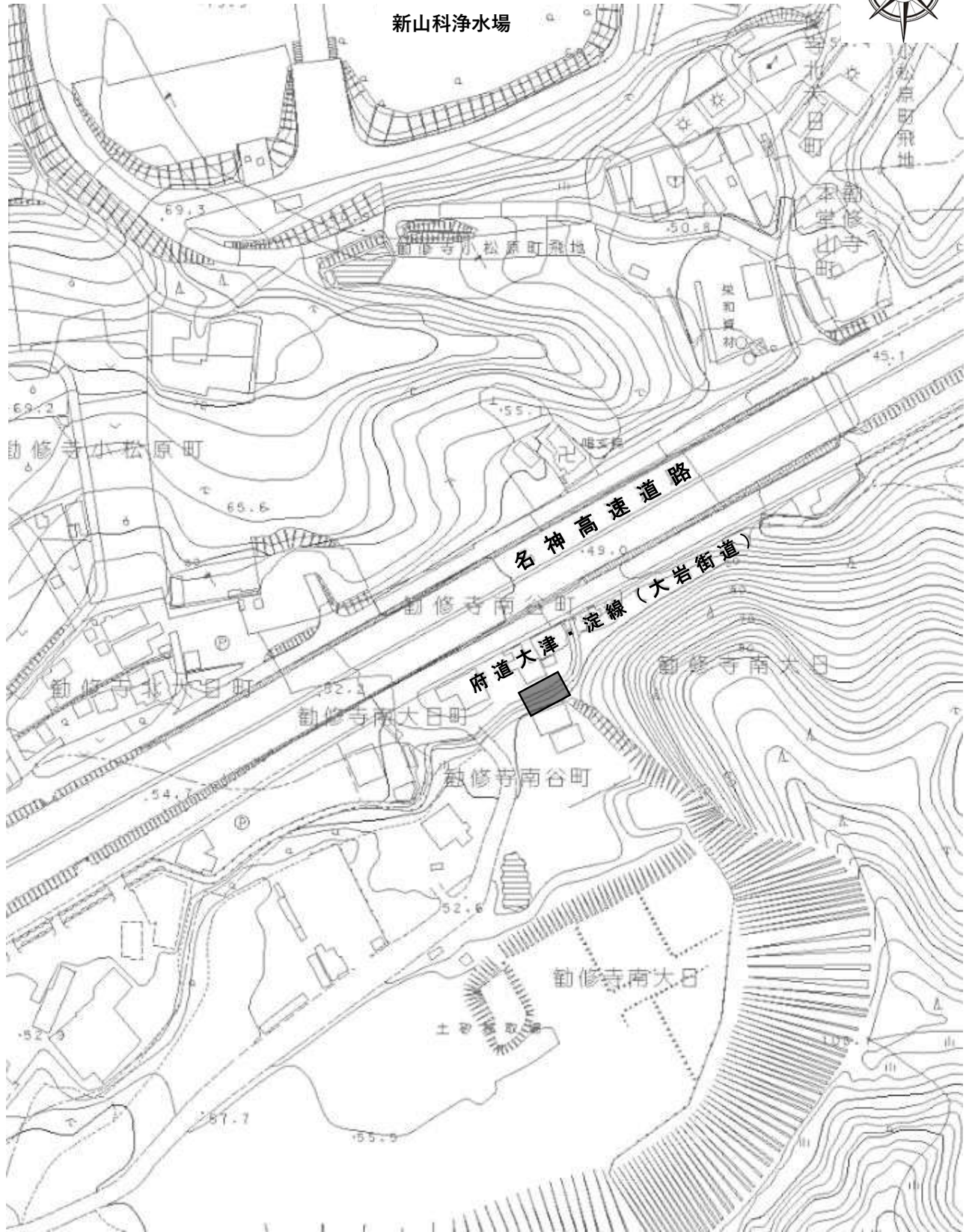
旅費交通費の1往復当りの費用については、下表のとおりとする。

名称	規格	単位	数量	摘要
ガソリン	レギュラー	L	2.7	2.7L/h×1.0h（往復）
ライトバン	1.5L	時間	1	運転時間当り損料
ライトバン	1.5L	日	1	供用日当り損料

箇所図



新山科浄水場



施工箇所